



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
号外第171号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(94)(職員課)..... 2 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(95)(税務課).....11
-----	--

——— 公布された規則のあらまし ———

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 次に掲げる退職手当の支給に係る手続及び様式を定めることとした。(第23条、様式第18号の2、様式第18号の3、様式第19号関係)
 - (1) 就業手当に相当する退職手当
 - (2) 再就職手当に相当する退職手当
 - (3) 常用就職支度手当に相当する退職手当
- 2 退職手当金額計算書の様式について所要の改正を行うこととした。(様式第3号関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成16年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 県民税の配当割に係る更正及び決定に関する通知書の様式を定めることとした。(第35条の5、第53号様式の5関係)
- 2 県民税の株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書の様式を定めることとした。(第35条の6、第53号様式の6関係)
- 3 法人等の県民税及び法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書の様式を改めることとした。(第53号様式の3関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成16年1月1日から施行することとした。ただし、3は、同年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第94号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続</u>）</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、<u>同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「<u>就業手当</u>」という。）に相当する退職手当にあっては様式第18号の2による就業手当相当退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「<u>再就職手当</u>」という。）に相当する退職手当にあっては様式第18号の3による再就職手当相当退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「<u>常用就職支度手当</u>」という。）に相当する退職手当にあっては様式第19号による常用就職支度手当相当退職手当支給申請書に、条例第15条第11項第5号の規定による退職手当にあっては様式第20号による移転費相当退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあっては様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第10号（第13条関係） （表面）</p>	<p>（<u>再就職手当等に相当する退職手当の支給手続</u>）</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第14項に規定する者は、<u>同条第11項第3号の2から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第3号の2の規定による退職手当にあっては様式第18号の2による再就職手当相当退職手当支給申請書に、同項第4号の規定による退職手当にあっては様式第19号による常用就職支度金相当退職手当支給申請書に、同項第5号の規定による退職手当にあっては様式第20号による移転費相当退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあっては様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第10号（第13条関係） （表面）</p>

略

(裏面)

備考

1～3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合 その他のおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備、ボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。)をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」の ことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合 その他のあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合等で、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除く。) であって、「就職又は就労」とはいえない程度のも の(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがある。)をいう。

6～8 略

様式第17号の2(第21条関係)

(表面)

略

(裏面)

備考

1～3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合 その他のおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備、ボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。)をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5～7 略

略

(裏面)

備考

1～3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合 などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は日雇労働者として臨時に労働したり家業に従事した場合 をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5 欄の「内職又は手伝い」とは、どんな内職であってもそれをした場合、他人の仕事の手助けをした場合 など、あなたが働いた場合で、「就職又は就労」とはいえない程度のも のをいう。

6～8 略

様式第17号の2(第21条関係)

(表面)

略

(裏面)

備考

1～3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合 などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は日雇労働者として臨時に労働したり家業に従事した場合 をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5～7 略

様式第18号 (第21条関係)

(表面)

略

(裏面)

備考

1 ~ 3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合その他のおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備、ボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。)をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5 ~ 7 略

様式第18号 (第21条関係)

(表面)

略

(裏面)

備考

1 ~ 3 略

4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は日雇労働者として臨時に労働したり家業に従事した場合をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。

5 ~ 7 略

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

伺 下記のとおり退職手当金額を決定してよろしいか。																	
決 裁 者		合				議		主 査									
退 職 手 当 金 額 計 算 書																	
元 職 名		勤 続 期 間 の 内 訳															
氏 名																	
現 住 所																	
退 職 年 月 日		年		月		日											
退 職 理 由		在 職 期 間 計															
勤 続 期 間										年							
給 料 月 額										月給		級		号給		円	
										日給の		日分				円	
普通退職の場合の退職手当		割合		金額													
		/100		円													
長期勤続後の退職		割合		金額 (A)													

等の場合の退職手当			/100	円	年 月 数	年	年	年	年	年	年			
整理退職等の場合の退職手当	割合		金額 (B)		除 算 期 間	始 終 期 日 か ま ら で	年	年	年	年	年	年	合 計	
	最 低 保 障 額	給 料	円	270 / 100円										
		扶養手当	円	360 / 100円										
調整手当		円	450 / 100円											
		計	円	540 / 100円										
A ・ B × 104 / 100			円											
最高限度額 (給料月額) 6000 / 100			円											
予告を受けない場合の退職手当			円											
失業者の退職手当既支給額			円											
支 給 決 定 額			円											
退職手当	氏 名	続 柄	支 給 決 定 額	円	起 案 年 月 日	年	月	日						
受給遺族			円		原 簿									
記号番号		決定年月日	年 月 日		源泉徴収票									
特別控除額	円	県 民 税	円		通 報 書									
所得税額	円	差引支給額	円		支 払 方 法	直払 ・ 隔地払 ・ 口座振替払								
市町村民税	円				施 行 要 領	書 留 使 送								

様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号の2 (第23条関係)

(表面)

就業手当相当退職手当支給申請書			
申 請 者	氏 名		
	住所又は居 所	(電話番号 - -)	
就 職 先 の 事 業 所 (下 記 (1) の 場 合 の み 記 載)	名 称	事業所番号	
	所 在 地	(電話番号 - -)	

職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては、裏面の注をよくお読みください。)	(1) 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	ア 1週間の所定労働時間	時間 分	イ 雇用年月日 年 月 日	
	ウ 雇用期間 (ア) 定めなし (イ) 定めあり(年 月 日まで(年 箇月))			
	エ 支給対象期間中の就業日数		合計 日	
(2) (1)以外の就業				
ア 就業先の事務所等		イ 就業期間	ウ 就業日数	エ 就業内容
(電話番号 - -)			日	
(電話番号 - -)			日	
(電話番号 - -)			日	
(電話番号 - -)			日	
			合計	日
上記 及び (1)の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日				
事業主氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
上記 及び の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か		ア 離職前事業主である イ 離職前事業主ではない		
申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があったか否か		ア 雇用の予約があった イ 雇用の予約はない		
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1月である場合に、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか		ア 紹介を受けた イ 紹介を受けていない		
職業紹介事業者の名称		(電話番号 - -)		
職員の退職手当の支給に関する規則第23条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日				
任命権者		申請者氏名 ㊟		
様				
次回申請日	処理欄	支給金額	円	
年 月まで		支給決定年月日	年	月 日

(裏面)

注1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間=支給対象期間(就業手当等)中に職業に就いた(就業した)場合(1)その失業の認定を受ける日(認定日=確認日(就業手当等))に失業証明書と一緒に受給資格者証を添えて提出すること。ただし、就職して被保険者資格を取得した場合等、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の

前日までの間に代理人又は送付によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)

なお、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

(1) 就業手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、失業証明書の裏面備考4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業(2)以外に就業した場合をいう。

(2) ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又はその事業(その事業により受給資格者が自立することができる)と管轄公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したことをいう。

2 申請は、正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。

3 の「就職先の事業所」欄には、の(1)の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」(3)に該当する場合に記載すること。また、記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付すること。

(3)「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、1の 1に掲げた就業であって、7日以上の間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。

4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合等その就職以後失業の認定の必要のない方」であって、送付又は代理人による申請が認められる場合について、及びの(1)欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5 の(2)欄には、の(1)欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記載すること。

「ア 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等(自宅の場合は「自宅」と記載し、自営準備活動を行った場合等特定できないものは、記載は不要とする。)及びその電話番号(自宅の場合は、記載は不要とする。)を記載すること。

「イ 就業期間」欄には、その就業した日について「ア 就業先の事業所等」ごとにすべて記載すること(記載例:「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12~5/15」と記載し、「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記載すること。)

「ウ 就業日数」欄には、「ア 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記載し、「合計」欄には、支給対象期間中の就業日数の合計を記載すること。

「エ 就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記載すること。

6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書等の資料の写しを添付すること。

7 及び 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを で囲むこと。この場合、 欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50パーセントを超えるものに限る。)である他の事業主のことをいう。

8 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1月間について該当するものを で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称及び電話番号を記載すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

様式第18号の2の次に次の1様式を加える。

様式第18号の3(第23条関係)

(表面)

再就職手当相当退職手当支給申請書					
申 請 者	氏 名				
	住 所 又 は 居 所	(電話番号 - -)			
事 業 主 の 証 明	就職先の事業所(開始した事業)	名 称			事業所番号
		所 在 地	(電話番号 - -)		
	事業の種類				
	雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日	
	職 種			1週間の所定労働時間	時 間 分
	賃 金 月 額	万 千 円	雇 用 期 間	ア 定めなし イ 定めあり(年 月 日まで(年 箇月))	
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日					
			事業主氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に おける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は 常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有 無			ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手 当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金 に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当す る退職手当のいずれも受給したことがない。		
職員の退職手当の支給に関する規則第23条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当 の支給を申請します。 年 月 日					
任命権者			申請者氏名 ㊟		
処 理 欄	所定給付日数			備 考	
	支給残日数				
	支給金額				
	支給決定年月日	年 月 日			

(裏面)

注1 この申請書は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。

2 この申請書には、支給資格者証を添えること。

3 雇用された支給資格者にあつては から までの欄に記載し、事業を開始した支給資格者にあつては から まで及び の欄に記載すること。

- 4 申請は、正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 6 事業主は、 欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 7 欄は、該当する記号を で囲むこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 印欄には、記載しないこと。

記 載 欄

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第23条関係）

（表面）

常用就職支度手当相当退職手当支給申請書					
申 請 者	氏 名				
	住 所 又 は 居 所	(電話番号 - -)			
事 業 主 の 証 明	就職先の事業所	名 称	事業所番号		
		所 在 地	(電話番号 - -)		
	事業の種類				
	雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日	
	職 種	1週間の所定労働時間		時間	分
	賃 金 月 額	万 千円	雇 用 期 間	ア 定めなし イ 定めあり(年 月 日まで(年 箇月))	
上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無			ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
職員の退職手当の支給に関する規則第23条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名 ㊟					
備 考					
処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日	

（裏面）

- 注1 この申請書は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内（提出期限）に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格者証又は特例受給資格者証を添えること。
- 3 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「イ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 4 欄は、該当する記号を で囲むこと。
- 5 印欄には、記載しないこと。

記 載 欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当の支給に関する規則様式第3号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(失業者の退職手当に関する経過措置)

2 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第81号。以下「改正条例」という。)附則第9項に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第15条の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第4項、第5項及び第8項の規定により受ける失業者の退職手当の額とのいずれが多い額とする。

3 改正条例附則第10項ただし書に規定する失業者の退職手当の額は、同項本文の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と改正条例附則第4項、第5項及び第8項の規定により受ける失業者の退職手当の額とのいずれが多い額とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第95号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節 県民税（第31条 - 第35条の6）</p> <p> 第2節～第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（利子割に係る更正及び決定に関する通知書）</p> <p>第35条の4 略</p> <p>（配当割に係る更正及び決定に関する通知書）</p> <p>第35条の5 <u>条例第53条の8に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の5のとおりとする。</u></p> <p>（株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書）</p> <p>第35条の6 <u>条例第53条の16に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の6のとおりとする。</u></p> <p>第2節 事業税</p> <p>（所得区分經理の承認）</p> <p>第36条 <u>法第72条の24の5第3項又は第72条の49の12第3項の規定により区分計算の方法又はその変更の承認を受けようとする者は、第54号様式による承認申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p> 1 通則関係</p> <p> 第1号様式その1～その5 略</p> <p> 第1号様式の2その1 <u>納付（納入）書（県民税利子割（更正、決定）、県民税配当割（更正、決定）、県民税株式等譲渡所得割（更正、決定）等）</u></p> <p> その2及びその3 略</p> <p> 第1号様式の3その1～第1号様式の10 略</p> <p> 2 略</p> <p> 3 県民税関係</p> <p> 第46号様式～第53号様式の4 略</p> <p> 第53号様式の5 <u>更正決定通知書（県民税配当割・加算金）</u></p> <p> 第53号様式の6 <u>更正決定通知書（県民税株式等譲渡所得割・加算金）</u></p> <p> 4～11 略</p> <p>第1号様式の2その1（第2条の2関係）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節 県民税（第31条 - 第35条の4）</p> <p> 第2節～第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（利子割に係る更正及び決定に関する通知書）</p> <p>第35条の4 略</p> <p>第2節 事業税</p> <p>（所得区分經理の承認）</p> <p>第36条 <u>法第72条の20第3項の規定により区分計算の方法又はその変更の承認を受けようとする者は、第54号様式による承認申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式目次</p> <p> 1 通則関係</p> <p> 第1号様式その1～その5 略</p> <p> 第1号様式の2その1 <u>納付（納入）書（県民税利子割（更正、決定）等）</u></p> <p> その2及びその3 略</p> <p> 第1号様式の3その1～第1号様式の10 略</p> <p> 2 略</p> <p> 3 県民税関係</p> <p> 第46号様式～第53号様式の4 略</p> <p> 4～11 略</p> <p>第1号様式の2その1（第2条の2関係）</p>

(表面)

略

(備考) この納付(納入)書は、更正、決定に係る県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の納入に使用するほか、別に定める方法により納付又は納入する場合に使用すること。

(裏面)

略

第1号様式の3その1(第2条の2関係)

(表面)

略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

第1号様式の3その2(第2条の2関係)

(表面)

略

(備考) 略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

第5号様式の2その1(第5条の2関係)

(表面)

略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

(表面)

略

(備考) この納付(納入)書は、更正、決定に係る県民税利子割の納入に使用するほか、別に定める方法により納付又は納入する場合に使用すること。

(裏面)

略

第1号様式の3その1(第2条の2関係)

(表面)

略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

第1号様式の3その2(第2条の2関係)

(表面)

略

(備考) 略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

第5号様式の2その1(第5条の2関係)

(表面)

略

(裏面)

<p>1 課税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2及び3 略</p>		
---	--	--

第5号様式の2その2(第5条の2関係)
(表面)

略

(備考) 略

(裏面)

1 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県
税条例第54条の規定により賦課されたものです。
2及び3 略

第54号様式(第36条関係)

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の所
得計算方法(変更)承認申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住(居)所

氏 名 ㊦

地方税法第72条の24の5第3項又は第72条の49の12
第3項の規定により付加価値額及び所得の区分計算の
方法(を変更したいので)について承認を受けたいの
で申請します。

略

第5号様式の2その2(第5条の2関係)
(表面)

略

(備考) 略

(裏面)

1 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条
例第54条の規定により賦課されたものです。
2及び3 略

第54号様式(第36条関係)

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の所
得計算方法(変更)承認申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住(居)所

氏 名 ㊦

地方税法第72条の20第3項の規定により所得区分の
計算方法(を変更したいので)について承認を受けたい
ので申請します。

略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の3を次のように改める。

第53号様式の3 (第35条の3、第37条の2関係)

法人県民税
法人事業税
加 算 金

更正決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

年 月 日

職 氏 名 印

住所			
氏名	事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
通知書番号	法人番号		

区分	課税標準額(本県分)	税額	均等割額	還付利子割額				
法人県民税	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等	千円 円	円					
法人事業税	所得割	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等	過少申告					
	付加価値割	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等			加 算 金	不申告		
	資本割	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等						
	収入割	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等						
	計	更正(決定)額 既申告(更正・決定)額 差引不足税額等					重	

法人事業税			法人県民税		
課税標準額	税率	税額			
所得金額総額		円	課税標準となる法人税額	円	
年 万円以下の金額			分割法人における課税標準額		
年 万円超 万円以下の金額			法人税割額 /100		
年 万円超の金額			外国法人税等控除額		
計			仮装経理控除額		
軽減税率不適用法人の金額			利子割額控除額		
付加価値額			差引法人税割額		
付加価値額			既還付利子割額納付額		
資本等の金額総額			均等割額算定月数	月	
資本等の金額			均 等 割 額		
収入金額総額			仮装経理繰越控除額		
収入金額			仮装経理繰越控除額		
合計事業税額			利子割額	利子割額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額			控除した金額	控除しきれなかった金額	
差引税額			既還付利子割額	既還付利子割額	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される額			既還付利子割額納付額	既還付利子割額納付額	

区分	対応税額	率	加算金額	申告納期限
通常分		円	円	
過少申告加算金	加重分			
計				
不申告加算金				税務官署 処理年月日
重加算金				

延滞金	不足税額については、年月日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した金額	更正(決定)の令	法人県民税	法人事業税	更正請求日
			地方税法第55条 鳥取県条例第44条	地方税法第72条の 鳥取県条例第63条	指定納期限

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

納付場所

第53号様式の4の次に次の2様式を加える。

第53号様式の5(第35条の5関係)

県民税配当割更正(決定) 通知書
加算金決定

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

住所	年 月 日		
氏名	職 氏 名 印		
	通知書番号		納税番号
特別徴収義務者番号	支払年月	年	月分

区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要
上場株式等の配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
特定投資法人の投資口の配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
差引不足額合計			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重加算金			

加算金の算出基礎	過少申告加算金		不申告加算金	
	対応税額 A	円	対応税額 C	円
	Aのうち上乗せ加算対象税額 B		加算金額(C ×)	
	加算金額	A ×	重加算金	
		B ×	対応税額 D	円
	計	加算金額(D ×)		

指 定 納 期 限 年 月 日

延滞金	不足税額については、年月日から納付の日までの期間に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した金額	更正の根拠法令	地方税法第71条の32 鳥取県税条例第53条の8
お知らせ	この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。	納付場所	

第53号様式の6 (第35条の6関係)

県民税株式等譲渡所得割更正(決定) 通 知 書 加 算 金 決 定		次のとおり更正(決定)したので通知しますから、 太線部分の額を同封の納入書により納入してください。	
住 所 氏 名		年 月 日 職 氏 名 印	
特別徴収 義務者番号		通知書番号	納税番号
支払年	年分	中 途	月分
区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重加算金			
加算金の算出基礎	過少申告加算金		不申告加算金
	対応税額 A	円	対応税額 C
	Aのうち上乗せ加算対象税額 B		加算金額(C ×)
	加算金額	A ×	重 加 算 金
	B ×		対応税額 D
	計		円
指 定 納 期 限		年 月 日	
延滞金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した金額		更正の根拠法令
お知らせ	この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。		納付場所
		地方税法第71条の52 鳥取県税条例第53条の16	

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例施行規則第36条、第1号様式の3その1及び第1号様式の3その2、第5号様式の2その1及び第5号様式の2その2並びに第54号様式の改正並びに第2条中鳥取県税条例施行規則第53号様式の3の改正は、同年4月1日から施行する。

